

「角田市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例（案）」についての意見及び市の考え方等

No.	事項	「角田市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例（案）」に関する意見	市の考え方等
1	罰則規定について	この条例を制定したからといって、事業者が条例を守るか疑問。規制するのであれば、条文に罰則を取り入れるべき。	<p>罰則の規定はしていませんが、条例第22条において市長から事業者に対する助言、指導、勧告に関する規定をしており、これに従わないときは、第23条の規定において事業者の公表、さらに第24条において、公表内容及び公表の事実を国及び県に報告する旨規定しております。</p> <p>電気事業による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称「FIT法」）では、条例を含めた関係法令の規定に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることとなっております。認定取消しとなれば売電できなくなることから、事業者が条例を遵守する効果が期待できると考えております。</p>
2	第2条（6） 第9条	第2条第6号中「事業区域の境界から100メートル以内の区域に」また、第9条中「再生可能エネルギー発電設備の出力の合計（以下「発電出力」という。）が10キロワット以上（既に設置された再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、発電出力が10キロワット以上となる事業を含む。）の事業に適用する。」とあるが、これらの「100メートル以内」や「10キロワ	太陽光だけでなく、他の再生可能エネルギーも考慮し規定しました。しかし、県の「太陽光発電施設の設置等に関する条例」等との関連もありますので、ご要望として承ります。

		ット以上」は太陽光発電だけに当てはまるのではない か。ほかの風力やバイオマス発電など、再エネの種類ご とに設定すべきと思う。	
3	第7条 第8条	第7条において禁止区域を、第8条において抑制区域 を定めており、禁止区域とは土砂災害等の災害が発生す る恐れが極めて高いと認められる区域で、抑制区域とは 災害防止又は良好な自然環境、景観、農地等の保全のた めに配慮が必要とあるが、禁止と抑制を使い分ける必要 があるのか。どちらも禁止区域にすべき。	第7条の禁止区域は、災害発生の高危険性が高い区域 で、事業を行ってはいけない、「禁止」として制限すべ き区域と判断し規定しました。 第8条の抑制区域は、直ちに災害に結びつくとは限ら ないが、災害の危険をはらんでいるものや景観、森林、 農地保全といった、資源を阻害しない役割を果たす区域 で、施工に当たっては十分に慎重な配慮を求めて「抑制」 すべき区域として規定しました。 「禁止区域」は災害発生の高危険性の度合いが高く、「抑 制区域」は資源の保全等を重視するという差があり、同 様に規定するのは相当でないと判断しました。 また、これに伴い第8条第2項の文言を規定しまし た。
4	第8条第2項	第8条第2項中「事業者は、抑制区域を事業区域に含 めないよう努めなければならない。」とあるが、抽象的 な文言にすべきでなく、禁止区域と同じように事業区域 に含めてはならない文言にすべき。	
5	宮城県の（仮称）再 生可能エネルギー関 係新税との関係	宮城県では、令和6年度より太陽光発電及び風力発電 を設置する場合、森林への設置に対して税を課す仕組み を検討しているが、本条例との兼ね合いをどう考えてい るのか。	本条例は、再生可能エネルギー発電設備の設置に規制 を行うものですが、県の新税（再生可能エネルギー地域 共生促進税）は、再生可能エネルギー発電施設の建設で 森林が大規模に開発されるのを抑制することを目的と していることから、本条例と方向性は同じであると考え ています。
6	罰則規定について	再エネ事業の会社より土地の売却依頼があると聞く。	脅迫行為は、脅迫罪に抵触する可能性があり、刑法が

		<p>その中で脅迫まがいの依頼もあるようだが、本条例にこれらに対する罰則等の条文追加はできないのか。</p>	<p>適用されるため、本条例では規定を設ける予定はありません。</p>
7	その他	<p>本条例は「再エネ」「非化石エネルギー源」「農業振興地域」「鳥獣保護区」「砂防法等全ての法律」など専門用語を多く使っているため、注釈等の解説を記載してほしい。</p>	<p>手続き等に関する解説、届出のマニュアルを作成し、必要な用語について解説いたします。</p>
8	国、県の法令との関係	<p>本条例と類似の法令を国や県でも定めているが、どれに従っていけばよいのか。</p>	<p>市の条例は、法律に違反しない限りにおいて制定できるとされています（地方自治法第14条第1項）。また、県条例と市条例の間に優劣はありませんが、県と市との事務は、それぞれの考えの元、互いに競合する場合もあり、同一の対象について異なる内容を定めることがあります。内容が競合しているものについては規制強化されたものが優先いたします。</p>